

2015年9月15日

氏平みほ子

(氏平議員)

日本共産党の氏平三穂子でございます。皆さんいよいよ戦争法案の審議が大詰めになりました。最高裁判所の元長官でさえ、もう黙ってはおれないと声を上げ、憲法違反だと主張しています。この法案が明らかに憲法違反であるということは決着がついていると思います。また、自衛隊の暴走も明らかになりました。だからこそ審議すればするほど国民が納得がいかない、反対だと立ち上がっているのです。国民の8割以上が今国会での成立はだめだといっている、政府も国民の理解が十分得られているとは考えてない、こんな法案を数の力で押し切ることは民主主義を破壊する暴挙以外の何ものでもありません。廃案にするしかないと訴えまして、質問に入りたいと思います。

マイナンバー制度の導入について

来月10月から住民1人ひとりに通知カードが送付され、来年の1月から個人番号の利用が始まります。この制度は6月議会の討論で私が述べたように多くの問題がありますが、このたびは、この制度の危険性について質問します。

個人情報を一元管理すればするほど、それらは経済的価値を持つようになり、流出、悪用される危険がつきまといます。国は、情報は分散管理され、役所間のやり取りは別の番号を使うから大丈夫と言いますが、中間サーバーへの攻撃を受けた時、個人情報流出の危険があると考えます。また個人情報流出の経路としてもっとも危惧されるのが、個人のパソコンでマイナンバーに基づく情報をみることが出来る「マイナポータル」です。ICカードとパスワードさえあれば、特定の個人のありとあらゆる情報を一覧できるのですから、プライバシーは一気に丸裸にされてしまいます。また、個人情報の不正取得やカード偽造、なりすまし犯罪など危険は避けられません。このような危険性も含め、知事のマイナンバー制度への御認識を伺います。

次に、県における番号制度導入後のセキュリティー体制はどのようにされるのか、お尋ねします。また、この制度の運用上の責任体制はどうなるのですか。たとえば、県内には多くの事業所がありますが、そうした事業所から甚大な情報の漏えいが起こった場合、その対応責任はどこにあるとお考えでしょうか。合わせてお尋ねします。

私は、莫大な費用や手間をかけて、わざわざ国民のプライバシーを重大な危険にさら

す共通番号を導入するよりも、現在使っているシステムを活用しながら税と社会保障分野での業務の効率化・適正化を図り、住民の利便性を高める努力をすべきだと考えますが、知事の御認識を伺います。

(知事答弁)

日本共産党の氏平議員の質問にお答えいたします。

マイナンバー制度の導入についてのご質問であります。

まず、認識についてであります。県では、個人情報の流出防止など、セキュリティー対策に万全を期すため、国や市町村と連携して、着実に準備を進めているところであります。

マイナンバー制度は、行政を効率化し、国民の利便性を高め、公平・公正な社会を実現する社会基盤であると認識しております。

次に、セキュリティー体制等についてであります。県では、副知事をトップとする全庁的な体制により、標的型メール訓練などを行っているところであります。今後、国から示されるセキュリティー緊急強化対策の検討結果を踏まえ、一層の体制強化を図ってまいりたいと存じます。

また、マイナンバー制度は、個々の行政機関や事業所が、それぞれ個人情報の漏えい防止等に必要な措置を講じなければならないとされており、お話の場合も流出させた事業所がその責任を負うことから、さらなる制度の周知に努めてまいります。

次に、現在のシステムの活用についてであります。マイナンバー制度は、全国の行政機関において、税や社会保障の分野で現在利用されているシステムを、統一の個人番号で関連づけることにより連携させるものであり、業務の効率化・適正化や、住民の利便性を高めるシステムとして、セキュリティーに留意しながら、国において制度設計されたものと認識しております。

以上でございます。

(氏平議員)

ご答弁ありがとうございました。国民の利便性を高めるということをすごく強調されたように思います。私はほとんど利便性はなく、これはやっぱり国が税の徴収を強化したり、社会保障の給付削減が徹底しているかどうかをチェックするというところで、国民にとっての利便性というのがどこにあると、知事はお考えなのかということと、最終的に流出した、例えば企業から流出すればその企業の責任ということですけども、小さな企業たくさんありますよね、岡山は 99%が中小企業ですから。そういうところが万全を期してですね、漏れないような仕組みができるかどうか、今でもこのために投資がい

るということでマイナンバー増税だという声もあるんですけども。そういう実態が実際あるわけです。そこから漏れないということの保証はまずないし、それは全部企業の責任ということで済ましていいんでしょうか。ということですよ、別に企業がつくってくれといったわけではなくて、国からの主導でこういうものつくれと押しつけられているわけですから、その辺のやっぱり責任というのがほんとにその企業の責任ということで済まされるということについては、私は大変問題だと思いますけども、その利便性がどうなのか、末端の企業に責任があるといわれたときに、それで果たして済むのかという問題はどうか考えましょうか。

(知事答弁)

国民にとっての利便性、それから問題があったときの企業の責任とうこととでございますが、まさにこれは国民にとっての利便性を高めるものだと私自身は確信をいたしております。この私が何か申請をするときに、これが伊原木隆太本人ということに関しては生年月日と氏名ということで確認をしたり、住所を使ったりするわけでありましてけれども、実際、伊原木隆太だとあんまりいないわけですけども、田中太郎とかそういう名前だと同姓同名はいっぱいいるわけでありまして、それでたまたま誕生日が一緒ということも十分に考えられるわけでありまして。また結婚等で名字が変わることもあり、消えた年金問題もそういったことでこの記録が誰の記録なのかわからなくなってしまったり、もしくは区別がつかなくなったということが起きたわけでありまして。それぞれの人の番号を伝えれば全く混乱なく、伊原木隆太である、4月29日、昭和41年に生まれた人間であるということがわかるというのは大変ありがたいことだと思っております。またそれが企業の責任としてどうなのかということとありますけれども、ではそれを国の責任、県の責任にしたところで混乱が拡大することはあっても解決することにはならないと思っております。今でも製品の製造責任についてそれぞれの会社がしっかり管理していただく以外にこれを国の責任にしたところで安全性が高まらないということとあります。是非それぞれの企業においてしっかりと管理をしていただきたいと考えております。以上でございます。

(氏平議員)

ご答弁ありがとうございました。自分の名前や生年月日その他については今でも住民基本カードというのがあるわけですから、そんな量じゃないんですよ、今度のマイナンバーは預貯金まで、消費税の還付制度まで、これはちょっとポシャリそうですけども、ありとあらゆる情報がものすごく集積されるという、一番狙われやすいシステムというものをどんどん膨らませて利用を拡大しようとしているわけですから、私はそれよりも今の基本台帳に基づく制度そのものを使用するということとですね、やっていかないと、今進んでいるアメリカや韓国ではこのことでものすごい問題が起きて、利用の拡

大を制限をしたり、そしてこの基本カードそのものも見直していこうという風な動きもあるように報道されておりますので、私は責任を持って県がやっていただくように再度お願いをしまして、これは要望にしたいと思います。ありがとうございました。

吉井川流域における治水対策について

先週、関東、東北地方は大洪水で甚大な被害を受けました。被害を受けた方々に心よりお悔やみとお見舞いを申し上げます。

吉井川流域でも度重なる洪水被害に見舞われ、特に平成10年の台風10号による水害は戦後最大のものとなり、津山市、赤磐市の福田地区などが甚大な被害を受けました。現在、吉井川水系の洪水対策の整備目標は、この平成10年洪水規模を想定して計画が進められています。私は地域住民からの要請もあり、昨年10月に専門家の力を借りて浸水範囲が最も大きかった津山市に現地調査に入りました。調査でわかったことは、①消防団などの活動力が低下し、各地区で洪水時に樋門を閉めることが出来ず、吉井川からの洪水が流入し、浸水被害を大きくしたこと。②藪田川周辺は地盤が低いため内水に加え、吉井川の樋門からの洪水流入の影響が大きく、吉井川の洪水が大きく関与していたこと、③大谷川地区は吉井川の洪水関与は小さく、降雨による内水と、大谷川の氾濫が主な原因であること。大谷川は河道の断面が小さいため洪水の流下能力が小さいためです。現時点で県では紫竹川を激特事業で下流0.5kmの河川改修を行い、市では内水対策として自動運転のポンプやバイパス管路の設置計画が進められており、有効な対策が進められています。がこのような対策が実施されても支流の河川が氾濫する場合には大きな被害が発生すると考えます。今回の調査の結果は、洪水時、樋門の管理はどこの責任を持って行うのか、また藪田川と津山市管理ではありますが大谷川の河川改修は急ぐべきではないかと言う専門家の意見が示されています。洪水時の樋門の管理、またこの2つの河川改修の計画はどのようになっていますか、土木部長にお尋ねします。

(土木部長答弁)

お答えいたします。

津山市の吉井川流域における治水対策についてのご質問であります。

まず、洪水時の樋門管理についてであります。各樋門の管理者が責任を持って管理することとなっており、津山市内の県河川管理の樋門につきましては、市と管理委託契約を締結し、市が樋門の操作員を決め、樋門の操作等をお願いしているところであります。

また、洪水時には、県は降雨や河川の水位など、操作に必要な情報を受託者へ伝達し、樋門操作の状況などについて報告を受けることとしております。

今後とも、現場の状況に応じた管理をしていただけるよう、受託者と連携し、より一層、適切な樋門管理に努めてまいりたいと存じます。

次に、藺田川等の河川改修についてであります。県では、津山市などの吉井川流域において、平成10年規模の洪水に対応した河川改修を、河川激甚災害対策特別緊急事業により実施し、平成15年度までに完了しており、藺田川については、平成10年規模の洪水に対応していることから、現在は、老朽化護岸の修繕等に努めているところであります。

また、大谷川付近の内水対策などは、津山市が対策を進める予定と聞いており、県としても必要な協力をしてまいりたいと存じます。

以上でございます。

(氏平議員)

ご答弁ありがとうございました。樋門の管理はそれなりに市がちゃんと委託をして、責任を持ってやる体制ができた、藺田川については県が管轄だけれども今少しずつ改修が進められていると風に考えたらいいんですかね。大谷川については津山市さんまだ手をつけてないんでしょうか。その辺よくわからなかったんですけど。

(土木部長答弁)

大谷川につきましては、普通河川でございます。市が河川管理者でございますけれども、津山市は内水対策をこれから進められていくと聞いております。以上でございます。

介護保険制度の改定と介護報酬引き下げによる影響について

今年4月から介護報酬が2,27%引き下げられた影響は、介護事業所の経営を圧迫しています。特に小規模通所介護事業所は致命的な打撃を受け、存立の危機に瀕しています。これでは介護職員の雇用条件が改善されるはずもなく、離職に一層拍車がかかると懸念の声が上がっています。県として報酬引き下げにより、介護現場がどうなっているのか実態を把握されているのでしょうか。また、介護報酬を元にもどすよう国に要請すべきだと思いますが、併せて保健福祉部長にお尋ねします。

制度改定でこの4月から特別養護老人ホームは原則として要介護3以上の中重度者しか入所できなくなりました。病院からは退院を迫られ、特養にも入れない。行き場のない高齢者、いわゆる介護難民が増えることは間違いありません。この受け皿をどのように考えておられますか、保健福祉部長にお尋ねします。

また、今回の制度改定でこの8月から介護保険施設等を利用されている低所得者の補足給付の要件が厳しくなっています。特に世帯分離しても戸籍上夫婦であれば配偶者が住民税課税の場合、この補足給付の対象外となり、食費や部屋代が上がると利用料が2倍になる事例もあり、悲鳴が上がっています。少ない年金のみで生活されている高齢者夫婦は一方が施設に入居すれば、残された一方は生活ができない状況に追い込まれている

のです。県として実態を把握し、国に改善を求めるよう要望すべきだと思いますが、保健福祉部長にお尋ねします。

(保健福祉部長答弁)

お答えいたします。

介護保険についてのご質問であります。

まず、介護報酬の引下げについてであります。経営上、厳しいとの介護現場の声も聞いておりますが、報酬改定後に、県内で廃止した介護サービス事業所の数は、去年同期と比較して大きくは増加しておらず、また、事業所の多くが処遇改善のために拡充された加算措置を活用し、介護職員の賃金改善に取り組んでいるところであります。

県としては、引き続き、介護報酬が適切に設定されるよう、全国知事会を通じ、国に提案してまいりたいと存じます。

次に、制度改定のうち、受皿についてであります。退院後は、訪問・通所のサービスにショートステイを組み合わせることや、小規模多機能型居宅介護サービスを利用することなどにより、在宅での生活が可能であると考えております。

また、直ちに在宅での生活が困難な方については、老人保健施設に入所し、在宅復帰に向けた支援などを受けることも可能であると考えております。

次に、補足給付についてであります。給付対象から外れた方の状況等については、必要に応じ、関係団体等から情報を収集してまいりたいと考えておりますが、今回の制度改正は、食費や居住費を負担して在宅で生活する方との公平性を高めることなどを目的としたものであることから、現時点で国に改善を要望することは考えていないところであります。

以上でございます。

(氏平議員)

ご答弁ありがとうございました。介護報酬が引き下げられたということで、事業所の本体の報酬が随分下がっているわけなんです。ですから社会保障推進協議会が全国の事業所にアンケートをとりました。加算をできるだけとったとしてもこの介護報酬の引き下げでは持ちこたえられないので、結局は働く人の賃金や労働条件を下げるしかないと回答しているわけです。ですからこういうことが進めばですね、やはりこれから地域包括システムをつくっていかうとしても、地域におけるケアの担い手がどんどん減っている、今でも一般の産業に比べて介護職は月収が10万円低いというデータも出ているわけです。それ以上にもっともっと劣悪な賃金環境になればですね、新しい違うところにどんどん介護職が移っていくというのは目に見えていると思います。岡山県でも10

年後には 6000 人位が不足するというデータも出しておられますけれども、やはり介護人材不足に拍車をかけているのがこの介護報酬の引き下げじゃないかと思えますけど、その辺の賃金の実態なんかもしっかりと見ていただいて、加算をとってるからいいというそんな生やさしいものではなくて、本体の事業所が大きく減収していて労働者だけに大きく賃上げできる筈もないという風に、私は実態をたくさん聞いておりますけども。この辺りの認識はいかかでしょうか。

(保健福祉部長の答弁)

再質問でございますが、介護報酬全体、報酬基本部分が下がれば職員の処遇にも悪影響を与えて、それによって介護人材の確保に支障がでるんじゃないかという再質問でございます。

少し繰り返しになりますが、処遇改善加算を算定している事業所というのは、一部みなし、病院とかみなしで指定されてしまう関係もあるんで、そういうサービスを提供しない所がたくさんあるようなもの、通所リハなんかを除きますと、6月時点で6割を超える事業所が一応算定をしていただいておりますので、その処遇改善加算を算定している事業所においては、職員の資質向上だとかあるいは当然更なる賃金改善に取り組んでいただいているという風に思っております。

ただそういった所ではないところとかあるいはそういうものではないいろんな全体下がっているんだというような事実がございますので、当然我々としては事業所の声にしっかり耳を傾けて、機会をとらえて国に今もやっておりますが、適切な介護報酬の設定を要請していきたいというふうに思っております。

(氏平議員)

ありがとうございました。是非よろしく願いいたします。

補足給付の要件が非常に厳しくなったという問題ですけども、私が今相談を受けているのは、奥さんが特養に入ってらっしゃる、4万円の年金で入ってらっしゃって、7月までは52,000円利用料払っていた、ところが8月の請求書は11万きた、倍以上です。ご主人が毎月年金が19万で、ぎりぎりの課税世帯。だから19万の自分の生活費から毎月7万円特養に持って行かなければいけない、12万しか残らない、3万近く国保がくる、残るのが9万で生活をしないといけない。これでは暮らせないということで、離婚したらどうだろうという相談があったんですけども。これは8月から始まっておりますので、どんどんこういうほんとにボーダーラインのところで課税世帯は倍の利用料ということになるケースが増えてくると思うんです。在宅との整合性をといわれますけども、実際に多くの高齢者は少ない年金でなんとか夫婦で助け合って生きている、1人が施設に入れば一方が10万円弱で暮らさないといけないという実態はこの方だけではない、これからどんどん出てきて、施設を出しても自分はみれないという、こういう大変

な問題が起きてくると思っておりますので、やはりそのところは県としても実情をちゃんと把握をしていって、国に言っただけなければ暮らしていけない高齢者が増えてくるんじゃないかなと思います。その辺り、部長もう一度お願いいたします。

(保健福祉部長)

今回の改定についてはかなり厳しい、個人個人かなり厳しい状況、生活の状況に陥らせてしまう改定なので、事情をよく把握して国に提案すべきだというご質問でございますが、繰り返しになりますが、今回の改正、在宅でサービスを受けている方とのバランスを高めていくということの観点から、必要な改正であったというふうには思っておりますが、先程の答弁でも申し上げましたが、8月から始まっているというところでございますので直ちに国に対して提案するということでは当然ございませんが、適時、その状況というのはしっかり関係団体等から情報を入手して把握していきたいというふうに思っております。以上でございます。

おかやま創生総合戦略について

次に10月に策定が予定されているおかやま創生総合戦略についてお尋ねします。少子化対策が重要な課題となっています。

若者はなぜ結婚しないのか、またできないのか。出会いの場づくりも大切ですが、資料①を見てください。内閣府が作成した年次別・雇用形態別既婚率の表です。30歳代男性の非正規労働者では既婚率は5,6%しかありません。この表のように本質的な原因は、若者の2人に1人が非正規であり、経済的に自立できないのです。また正規労働者であっても長時間労働で出会いの場がない、結婚している先輩をみても子育てが大変そうだと結婚に踏み出せないという話を聞きます。働き方の抜本的な改善、所得向上、子育てしやすい環境の整備に取り組まなければ結婚できないのではないのでしょうか。

従って、今一番必要な少子化対策とは、若い人たちの雇用を安定させ、所得を向上させ、子育て支援にしっかりつなげる対策だと思います。雇用や所得増対策は人を呼び込む対策に盛り込まれていますが、少子化対策にもしっかり盛り込むべきだと思いますが、ご所見を伺います。

そこで、まず雇用創出について伺います。

戦略案でも「魅力あるしごとづくりが必要だ」とし、そのためにも「中堅企業の底上げ」を強調しています。そこでまず、知事はどのような対策を講じようとしているのでしょうか。お尋ねします。岡山県は99%が中小企業です。中小企業をしっかり応援し、そこで雇用が増え、お金が県内で回るようにしなければ地域は活性化しません。今、地域活性化の起爆剤として全国に広がっているのがリフォーム助成です。政府自身も、14年度予算では長期優良住宅リフォームを実施しており、「個人資産の形成に資する

ものに税金は使えない」という従来の言い訳は通用しなくなっています。また、住宅リフォーム助成制度の実施自治体は5県を含めて全国628自治体に広がり、対象も住宅のみならず、店舗にも広がっています。リフォーム助成は多くの業種の仕事を増やし、住民にも喜ばれます。

資料②は秋田県の事業効果ですが、経済波及効果は投資した補助金の2.4倍に相当し、税収も増加します。住宅リフォーム助成を導入すべきではありませんか。知事にお尋ねします。

次に若者の所得を増やす対策についてです。

総合戦略では、若い世代の安定した雇用形態と収入といった「経済基盤の確保」が不可欠とされています。知事はどのような対策を講じようとしていますか。まずお尋ねします。

私は、それには、まずは最低賃金を上げることで、所得の底上げを図ることが必要だと思います。そのためには大企業の内部留保の一部を賃金の引き上げや下請け企業にまわすなど、国の責任で行うよう求めるべきではないでしょうか。また中小零細企業には、社会保険料の事業主負担の軽減策を講じることも賃金引き上げに有効な対策だと思いますが、知事のご所見を伺います。

次に子育て支援についてお尋ねします。

子育て世代が経済的にいかに厳しい実態かが先の質問でも明らかになりました。

資料③はそれを示すように、2子が産みにくい壁のアンケートですが、経済的理由が86%、必要な対策は経済的サポートが81%だと回答しています。産みたくても産めない実態があります。

だからこそ、2子、3子と産んでも安心して子育てができる支援策が強く求められます。

まず、保育園の数が圧倒的に不足しています。県内で保育園に入れない子どもは私的理由も入れて1000人を超えています。私的理由というのは、保育園が自宅や職場から遠い等、空きがあっても実際には入れない数です。また育児休業中の上の子の退園が2子を産めない大きな障害になっていますが、結局この問題も待機児解消のための苦肉な策でしかありません。このたび岡山市では育休退園の運用の見直しが保育園増設と合わせて行われることになりました。お母さんたちの地道な要求運動の成果です。県の総合戦略では保育の量的拡大を掲げていますが、どのようにすすめられる予定ですか、待ったなしの課題です。知事にお尋ねします。また総合戦略では子育て家庭への経済的支援の推進を掲げ、子育てに係る医療費の負担の軽減、多子世帯への経済的支援、保育所のひとり親世帯の優先入所が書かれています。今最も求められる対策だと歓迎しますが、市町村がおこなう子どもの医療費助成の年齢拡大を県がどこまで支援するのですか、また、多子世帯にどのような経済的支援を行うのですか、具体的な施策が必要だと考えま

す。知事のお考えをお聞かせください。

(知事答弁)

お答えいたします。

おかやま創生総合戦略についてのご質問であります。

まず、雇用対策等の少子化対策としての記載についてであります。すべての県民にとって豊かな生活の前提条件である経済基盤の確保は、当然ながら、若い世代の少子化対策にもつながると考えておりますが、戦略案では、記載内容の重複を極力避け、対策をわかりやすく示す観点から、「人を呼び込む魅力ある郷土岡山づくり」のための対策として整理しているところであります。

次に、雇用創出のうち対策についてであります。おかやま創生総合戦略案では、県内産業の活性化によるしごとづくりを通じて雇用創出を図ることとしているところであります。

中小企業が県内雇用の85%を占める中、雇用創出に大きな役割を果たす中堅企業への成長支援を行うとともに、地域の中小企業・小規模事業者に対して、技術力の向上や経営革新、販路開拓、人材育成など、企業の経営課題に応じた適切な支援を実施してまいりたいと存じます。

次に、住宅リフォーム助成についてであります。県では、県産材利用に加え、耐震化や省エネルギーなど、一定の行政目的にかなうものについて補助しております。

また、国において、中古住宅の質の向上や流通促進を図るため、長期優良住宅化リフォーム推進事業を実施しているところであります。

県としては、住宅リフォーム全般への補助制度の創設は考えておりませんが、既存のリフォーム助成制度について、広く周知を図ってまいりたいと存じます。

次に、若い世代の経済基盤の確保のうち対策についてであります。安定した雇用形態と収入の確保を図るため、就職面接会の開催や県内企業への正社員採用の要請、おかやま若者就職支援センターによるサポート、高等技術専門校での職業訓練などに取り組んでいるところであり、今後とも、労働局など関係機関と連携しながら、若者の安定的な経済的基盤の確保に努めてまいりたいと存じます。

次に、最低賃金の引上げについてであります。大企業の内部留保の一部を賃金の引上げや下請け企業に回すことについては、各企業の業績や労使関係などを基に決定されるものであり、また、社会保険料の事業主負担の軽減については、国において適切に対応されるべきものと考えております。

従来から、賃金引上げに向けた中小企業支援について、国の相談窓口や助成金などの支

援策を広報誌等を通じて情報提供しており、お話の国への要請は考えていないところであります。

次に、子育て支援のうち保育の量的拡大についてであります。市町村では、保護者に対する保育等の利用希望調査を踏まえ、保育所整備をはじめとする幼児期の教育・保育サービスを確保していく計画を策定し、その推進に努めているところであります。

県では、昨年度策定した岡山いきいき子どもプランに基づき、市町村が実施する施設整備等を支援するとともに、保育士等の子育て支援に係る人材確保に努め、保育の量的拡大に積極的に取り組んでまいります。

次に、子どもの医療費への支援についてであります。県では、小児医療費公費負担制度の対象年齢を通院については就学前、入院については小学6年生までとしているところであります。

対象年齢拡大については、これを望む声があることも承知しておりますが、現下の財政状況の下では慎重に検討すべき課題であると認識しております。

次に、多子世帯への経済的支援であります。子どもを3人以上持ちたいと願う夫婦が、希望を断念する理由の一番に、子育てや教育にお金がかかりすぎることを挙げており、少子化対策には多子世帯への経済的支援が大変重要であると考えております。

現在、国において、保育料の負担軽減が検討されているところでありますが、県としても、その動向を注視しながら、保育料の負担軽減など、効果的な支援策について検討を進めてまいりたいと存じます。

以上でございます。

(氏平議員)

ご答弁ありがとうございました。雇用創出のところで、中堅企業の底上げということでもいづらか言われたんですけども、抜本的に、従来の施策なのではないかなと、何か今回の総合戦略を実現していくということで、もっと踏み込んだ雇用創出についての政策を出していかなければ、あんまり変わり映えがしないような気がするわけです。ですから、このリフォーム助成は全国的には大きく雇用創出も含めて、経済活性化しているのでいいんじゃないですかという風に、ご提案をさせていただいたんですけども。その辺、どうなんでしょうか、ほんとに今知事がおっしゃった対策で、中小企業の底上げがして、雇用が大きく増えるというふうに確信があるんでしょうか。まずお尋ねをします。

(知事の答弁)

2番の雇用の創出、またリフォームにも係る質問だと理解しております。私、産業の

振興は大きな柱に据えておりまして、これが県民の幸せにつながると確信をいたしております。その為に必要な手はできる限り打ってきたと、自分では思っているわけがございます。昨年度は680億円の投資をいただきまして、900人の雇用創出ができたわけがございます。それはそれぞれの関連企業ですとか、取引先にも広がるわけでありまして、そういった取り組みを通じて是非県内の雇用を増やしていきたい、またそれぞれのもの、中小、中堅企業もしくは小規模事業にも頑張っていたきたいということで、これは繰り返しになりますけれども、とにかく販売できなければいけないということで、販路開拓のお手伝いですとか、中小企業になるとどうしてもオールラウンドというわけにいきませんので、必要なアドバイス、それが技術のアドバイスであったり、例えば人事のこと経理のこと、その必要なことに応じて県が直接、もしくはそれぞれの産業振興財団もしくは商工会議所、商工会を通じて支援をしていく、そういったことを通じて仕事づくりを進めていきたいと考えております。

リフォーム助成につきましては、秋田県の例は勉強いたしておりますけれども、現在それについては考えておりません。以上でございます。

(氏平議員)

是非考えていただきたいと思います。

次に所得を増やすことですよね。先程の表でもありましたように、結局非正規の職員が若い人の中には、2人に1人という、これを解決しなければ結婚できないということが明々白々、内閣府の調査でも出ているわけです。今度派遣労働法が改悪をされて、3年おきに部署さえ変えれば一生派遣のままというようなことも国は行おうとしておりまして、ますますこれに拍車がかかってしまうと思いますが、要するに正規雇用で何とか働くということでは大分知事としても企業を回られて、努力をされておられるということは、私も存じ上げておりますけれども、もっともこの辺り、非正規労働者を正規に変えるという辺で何かアイデアというか、何か抜本的に県としてやれることがないのかなというふうに思いますけれども、いかがでしょうか。

(知事の答弁)

若い世代が結婚できるようにもっと工夫、努力すべきじゃないかと、その内の一つは、非正規ではなく正規の仕事を増やすことではないかと、それについてどう思うかという質問にお答えをいたします。

確かに統計上明らかに正規雇用の方が結婚がしやすいということになっておりまして、正規雇用を増やす努力というのは一つの考え方であろうと思います。そのため私も経済団体にできれば正規雇用を考えていただきたいという要請を行っているところでございます。ただ、広く考えてみますと、日本において江戸時代まで遡ると遡りすぎかもしれないけれども、少なくとも明治維新後のことでもほぼ150年あるわけですね

れども、実は正規雇用、今の日本型雇用と呼ばれているものは戦前は全く一般的ではございませんで、戦後の高度経済成長期に企業がどんどんどんどん大きくなる時に維持することができた、むしろ例外的な事象であったというのがよく最近整理されているところでありまして、確かにそれは幸せな時期でありましたけれども、経済がどんどん伸びている時にのみ維持できる仕組みをベースに考えると、なかなかこれから難しい。

そもそも結婚というものを生活のベースができあがってからするものというよりも、若いうちに2人で未来を築いていくんだ、開いていくんだ、そういう考え方、以前はそちらの方が普通だったということを知っておりますけれども、是非積極的に2人でチャレンジしていただくように支援をしていきたいと考えております。

以上でございます。

(氏平議員)

ありがとうございました。今こんなに非正規や不安定労働が増えてきたのは、グローバル競争に勝つということですね、労働法制をどんどん、安い、使いやすい労働者に切り替えていった結果だと私は思います。新自由主義の結果だと思うんですけども。昔は例えば中学卒業して集団列車で東京に出てきても、きちっと雇用されて結婚して家の1軒も持てたというのが、そういう時代だったです。今は大学卒業してもコンビニでアルバイトしかないとか、こういう大変な若者にとっては雇用や賃金は大変な状況になっているわけです。それは国の政策でこんなに進められてきているわけですけども。しかしそれぞれの県としても若者を呼び込んで、結婚してもらって、子供を産んでもらわないと人口が減っていくんだということであればですね、かなり思い切った、岡山県に行けば暮らせるんだという風な体制をどこの県でも必死でとっておられると思うんですけども、思い切って考えていかなければいけないのではないかと、常日頃思いますので、人を呼び込むというところでの知事にもう一度お考えをお聞かせください。

(知事の答弁)

岡山県が人を呼び込める地域にするためにどういう考えを持っているかということでございます。

先程おっしゃられましたように、中卒であっても「金の卵」と呼ばれて仕事を任されて、いろいろ大変な修業時代はあったかと思っておりますけれども、前を向いてがんばれる、それはほんとにある意味いい時代だったろうと思います。とにかくそれぞれの能力、技能に応じて働く場所が与えられるというのは、社会にとって非常に大事なことであろうと思っております。これが経済の難しいところなんですけども、良かれと思って、例えば最低賃金を上げた結果、失業が大きく増えたという事例もいろいろな国で歴史的には報告されているわけでありまして、あの当時の中卒の年収というのは世界的に正直高くなかったと、それがそこでする仕事世界的にも買ってもらえる値段であったということも

事実であろうと思います。ただ当然ながら賃金は高い方がいろんな意味で幸せにつながるわけでありまして、そのバランス考えていかななくてはいけないと思っております。

そう申し上げた上で、岡山県に住む人たちの仕事が価値を見いだしていただいて、その製品を、商品、サービスを売ることができる、買っていただけるように我々努力をしていかなければいけないと思っております。それは県の方でいろいろ工夫ができることもあろうかと思えますし、そういう能力のある企業に来てもらう、もしくはそういう能力を今ある企業に身につけていただくいろんなやり方があるわけですけれども、それぞれ非常に大事なことでありまして、そのことについて全力を引き続き尽くしていきたいと思っております。以上でございます。

(氏平議員)

ありがとうございました。最後に子育て支援のところですね、保育所が足りない問題については今市町村が頑張っていらっしゃって、それを県もいきいき子どもプランに則ってしっかりと応援をしていくんだという決意も頂きましたけれども、子どもの医療費の問題ですよね、全県的には県北は高校卒業まで無料とか、自治体の努力で子どもの医療費助成は非常に進んでおりますけれども、全国で比較してみると、6月議会で須増議員も質問しましたが、岡山県として自治体が一生懸命やっているのを応援する経済的な支援が非常に低いというのがデータの的にも示されていたと思うんですね。お金がないという場合ではなくて、これだけ子どもを産みたくても産めない、経済的支援をしてほしいと若い人がいっているわけですから、特に子どもの医療費助成についてはですね、とりわけ県として、せめて全国中順くらいの所まで支援をするぐらいのことをやらなければいけないのではないかと思います、最後いかがでしょうか。

(知事の答弁)

子どもの医療費の助成について、せめて全国の中くらいはするべきではないかというご質問に対してお答えをいたします。

当然、県民の幸せに資することはしたいというのは私に限らず県庁幹部、県庁職員の願いでございます。当然ながらそこでできないのは財源等の折り合いということでございます。水準につきましては、岡山県、通院に関しては就学前まで、入院に関しては小学校6年生までというのは、並べ方にもよるかもしれませんが、都道府県別でいえば、中、もしくは、見方によっては中のちょっと上といえなくもない状況でございます。厳しい中では頑張っているのではないかと、自分たちでは考えております。